

清水町選挙管理委員会告示第21号

住民投票請求署名簿に記載された署名の効力について

まちづくり基本条例施行規程第2条で準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2第1項の規定により、住民投票請求署名簿の署名の効力を決定し、署名の証明が終了したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第95条の2の規定により次のとおり告示する。

令和8年10月7日

清水町選挙管理委員会委員長 石 原



- | | | |
|---|----------|---------|
| 1 | 署名した者の総数 | 2, 535人 |
| 2 | 有効署名の総数 | 2, 448人 |
| 3 | 無効署名の総数 | 87人 |